

平成 30 年度

海老名市消防運営審議会

日 時 平成 31 年 2 月 21 日 (木)
午後 1 時から
場 所 海老名市消防本部会議室

海老名市消防本部

平成30年度 海老名市消防運営審議会次第

期 日：平成30年2月21日（木）

時 間：午後1時から

場 所：消防本部会議室

1 開 会 大野消防総務課長

2 会長あいさつ 児島会長

3 消防長あいさつ 小林消防長

4 自己紹介

5 議 題

(1) 諮問事項

(仮称)海老名市消防署西分署の整備による管轄区域について

(2) 報告事項

ア 消防総務課

(仮称)海老名市消防署西分署の整備計画の進捗状況について

イ 予防課

消防法施行令及び消防法施行規則等の一部改正について

ウ 警防課

「応急手当の普及啓発」と「A E D（自動体外式除細動器）の有効活用」
のための取り組みについて

エ 管理課

消防署の3交替制勤務について

オ 警備課

平成30年の災害概要について

6 閉 会 大野消防総務課長

※会議終了後、昨年更新した「新型起震車」をご覧ください。

海老名市消防運営審議会委員名簿

平成 30 年 4 月 17 日現在

氏 名	住 所	選出区分	役職名	任 期
こじま ふみゆき 児島 文之	海老名市大谷南	学識経験者	会 長	自 H29. 8. 1 至 H31. 7. 31
いまい かずお 今井 和雄	海老名市門沢橋	学識経験者	副会長	自 H29. 8. 1 至 H31. 7. 31
ひぐち たかとし 樋口 孝利	海老名市上郷	学識経験者		自 H29. 8. 1 至 H31. 7. 31
やぎした たいすけ 柳下 泰介	海老名市東柏ヶ谷	自治連		自 H30. 4. 17 至 H31. 7. 31
かのこはた みちこ 鹿子畑美智子	海老名市国分北	市民公募		自 H29. 8. 1 至 H31. 7. 31
えんどう ほるお 遠藤 治夫	海老名市杉久保南	市民公募		自 H29. 8. 1 至 H31. 7. 31
いのうえ はやと 井上 勇人	海老名市社家	消防団長		自 H29. 8. 1 至 H31. 7. 31
しおわき けんいち 塩脇 憲一	海老名市下今泉	消防副団長		自 H30. 4. 1 至 H31. 7. 31

海老名市消防運営審議会 消防本部出席者名簿

役 職	氏 名	備 考
消防長	小 林 直 樹	
消防本部次長	青 木 利 行	
消防本部参事兼消防総務課長	大 野 公 彦	
消防総務課庶務係長	塩 川 和 明	
消防総務課主幹兼地域消防係長	菊 池 徹	
消防本部参事兼警防課長	村 上 順 一	
警防課主幹兼警防係長	小 菅 喜 宏	
警防課主幹兼救急救命係長	河 井 務	
消防本部参事兼予防課長	池 田 学	
予防課主幹兼査察係長	外 園 太 郎	
予防課審査係長	石 渡 宏 典	
消防本部次長兼消防署長	二 見 裕 司	
消防署管理課長	海 塩 明 宏	
消防署管理課管理係長	小 林 邦 央	
消防本部参事 兼消防署第1警備課長	郷 上 美津男	
消防総務課主任主事	永 島 一 樹	事務局
消防総務課主任主事	猪 熊 剛 士	事務局

諮 問 書

平成31年2月4日

海老名市消防運営審議会
会長 児島 文之 殿



海 老 名 市 長 内 野 優



消防行政の運営に関する重要事項について、消防運営審議会条例に基づき、貴審査会の御意見をいただきたく、次のとおり諮問します。

事務担当課	管理課	関係課	警備課（消防署）																						
諮問事項	（仮称）海老名市消防署西分署の整備による管轄区域について																								
諮問内容	<p style="text-align: center;">（仮称）海老名市消防署西分署の整備により、下記の地区を西分署の管轄区域とし、海老名駅西口地区、上郷及び下今泉地区への現場到着時間の短縮に繋げ、消防力の強化並びに市民サービスの向上を図りたいものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 60%;">上郷</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">7</td> <td style="width: 30%;">下今泉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>上郷一丁目～四丁目</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td>下今泉一丁目～五丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>上今泉</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td>扇町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>上今泉二丁目～三丁目</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td>河原口三丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>国分北一丁目</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">11</td> <td rowspan="2">めぐみ町 ※小田急・相鉄海老名駅を除く</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>泉一丁目～二丁目</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上</p>			1	上郷	7	下今泉	2	上郷一丁目～四丁目	8	下今泉一丁目～五丁目	3	上今泉	9	扇町	4	上今泉二丁目～三丁目	10	河原口三丁目	5	国分北一丁目	11	めぐみ町 ※小田急・相鉄海老名駅を除く	6	泉一丁目～二丁目
1	上郷	7	下今泉																						
2	上郷一丁目～四丁目	8	下今泉一丁目～五丁目																						
3	上今泉	9	扇町																						
4	上今泉二丁目～三丁目	10	河原口三丁目																						
5	国分北一丁目	11	めぐみ町 ※小田急・相鉄海老名駅を除く																						
6	泉一丁目～二丁目																								

海老名市消防署西分署整備による管轄区域について

1 目的

海老名市消防署西分署の整備により、海老名駅西口地区、上郷及び下今泉地区への現場到着時間の短縮に繋げ、この地域の消防力を強化するとともに、市内全域の市民サービス向上を図ることを目的とします。

2 管轄別面積等（別紙2参照）

	南分署	本署	北分署	西分署	市外
管轄面積	10.83km ²	7.96km ²	3.89km ²	3.91km²	
人口	28,230人	49,595人	37,471人	17,528人	
①平成30年中 救急出動件数：7,294件	1,271件	3,653件	1,768件		602件
②西分署設置後管轄区域別	1,271件	2,975件 (-678件)	1,460件 (-308件)	986件	602件
現場到着想定時間（時速30km、500m/分） （例）上郷四丁目 目標：自動車部品工業		7分24秒	5分36秒	3分24秒	

3 管轄区域（別紙3参照）

1	上郷	7	下今泉
2	上郷一丁目～四丁目	8	下今泉一丁目～五丁目
3	上今泉	9	扇町
4	上今泉二丁目～三丁目	10	河原口三丁目
5	国分北一丁目	11	めぐみ町 ※小田急・相鉄海老名駅を除く
6	泉一丁目～二丁目		

西分署管轄区域検討事項

1 管轄区域の現状と課題について

海老名市の消防署所は、「消防力の整備指針」に基づき、消防ポンプ自動車の緊急走行に当てられる時間（走行限界時間）を4.5分とし、市内を3つの管轄区域に分け均等にカバーできるように配備しております。しかし、本署管内は、走行限界時間の範囲に上郷、下今泉地区の一部が入らず、北分署管内では東柏ヶ谷地区の一部、南分署管内については門沢橋、本郷及び杉久保地区の一部が入っていないのが現状です。（別紙1参照）

北分署管内の東柏ヶ谷地区については、「神奈川県下消防相互応援協定」、「海老名市、座間市及び綾瀬市救急業務相互応援協定」を締結し、近隣の市と協力することにより、一定の解消ができているものと考えます。また、南分署管内については、道路の混雑度、交差点数及び歩行者数等の影響を受ける可能性が低いため、緊急車両の現場到着に要する時間への影響は少ないものと考えられ、走行限界時間の範囲は想定より広くなるものと考えます。

本署及び北分署の管轄区域については、市街地の状況（区域の人口、建築物、道路等の状況）、市内を縦断する鉄道三線（小田急線・相鉄線・JR相模線）による鉄道通過障害や国道246号線の影響も考慮する必要があります。（別紙2-1参照）

2 管轄区域面積の平均化について

現在の署所は北部、中部及び南部と3つの区域に分けられバランスよく配備されております。海老名市は、南北に長い地形であることから、西分署設置後の管轄区域面積の平均化は難しいと考えます。（別紙2-2参照）

3 管轄別救急出動件数について

平成30年中の総救急出動件数は7,294件で、北分署管内（救急車1台配備）は1,768件、本署管内（救急車2台配備）は3,653件、南分署管内（救急車1台配備）は1,271件、市外への管外出動は602件であります。

救急件数は、南分署管内に比べ本署管内及び北分署管内は多く、署所により大きな偏りがあります。また、本署管内の救急件数には高速道路への出動件数も含まれており、救急隊員への負担が大きくなっています。

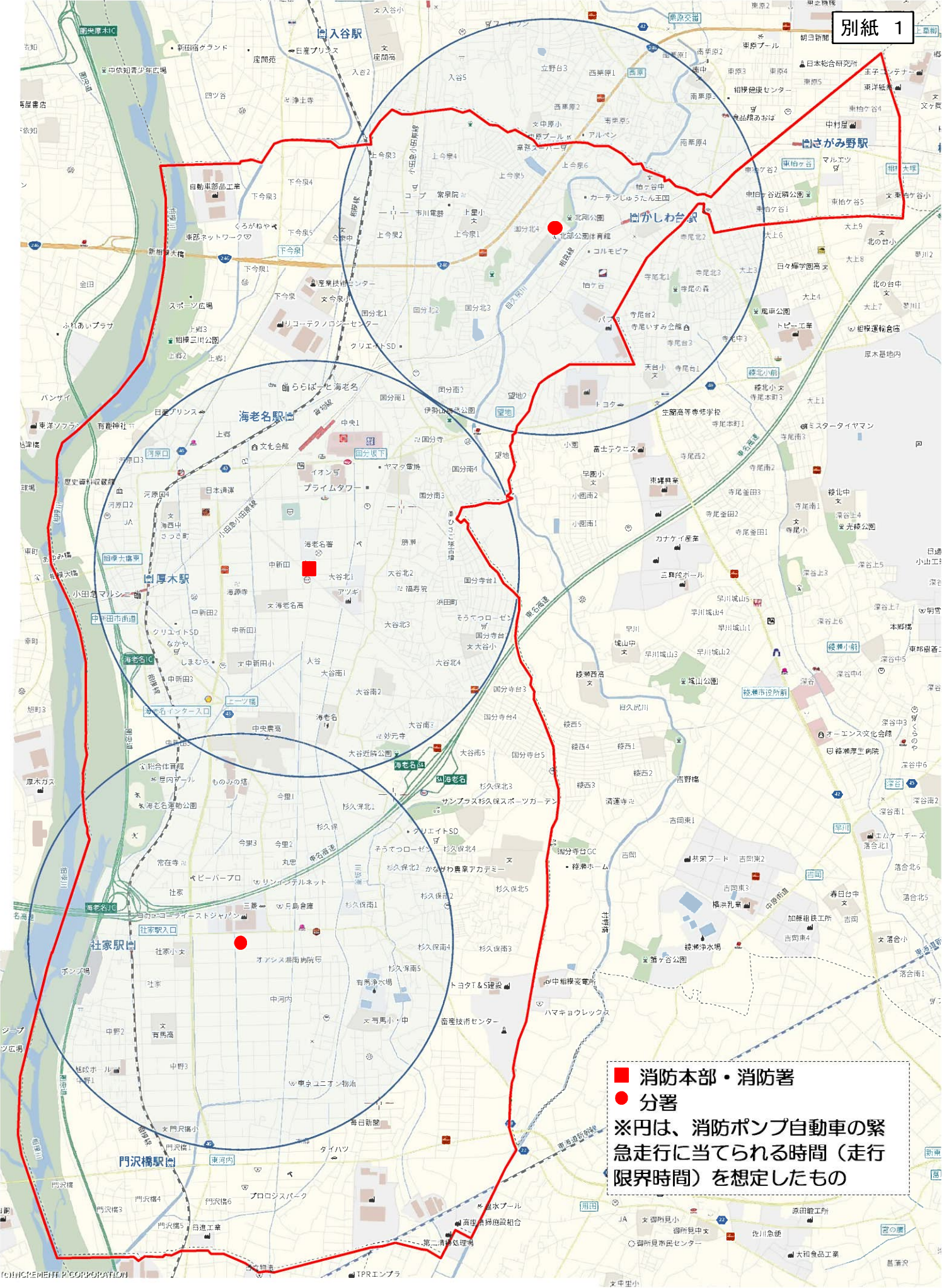
4 検討結果について

以上、3つの観点から西分署の管轄区域を検討しました。まず、上記1で課題となっている点については、走行限界時間の範囲に一部が入らない上郷、下今泉地区並びに本署及び北分署から出動した場合に鉄道通過障害により現場到着までに時

間を要する小田急線、JR相模線以西並びに主要地方道横浜厚木から市道15号線の以北の区域を西分署の管轄区域とすることで、走行限界時間の範囲に入らない部分が減少し、鉄道通過障害や国道による影響を受けにくくなります。(別紙3参照)

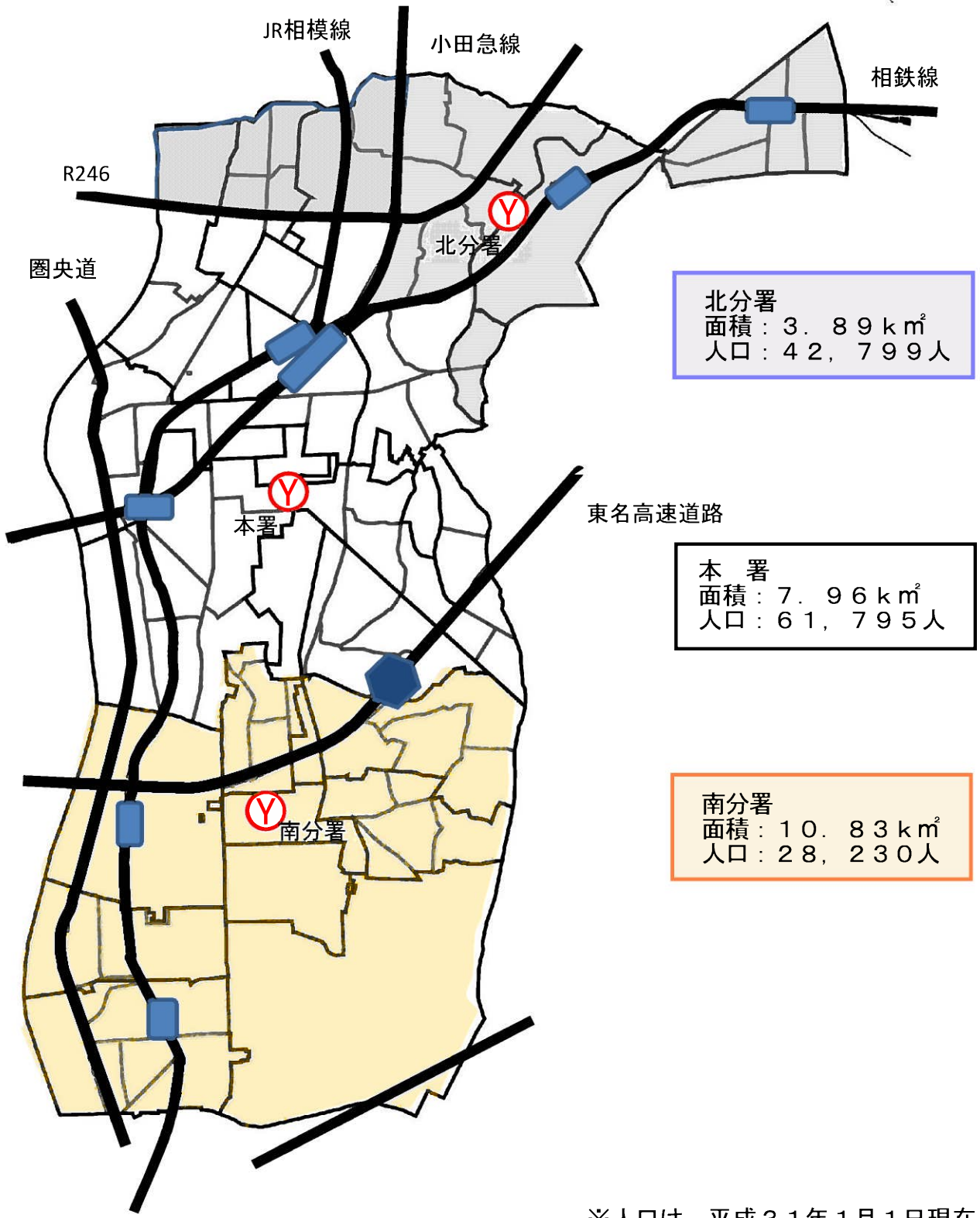
次に、上記2の管轄区域面積の平均化については、現在の署所は南北に長い地形に北部、中部及び南部とバランスよく配置されていますが、西分署を設置するに当たり、既に設置されている署所を移動することは困難であり、また、考慮事項の優先順位は、市街地の状況(区域の人口、建築物、道路等の状況)等に比べると低いと判断します。次に、上記3の管轄別救急出動件数については、西分署が設置されることにより、出動件数の多い本署管内及び北分署管内の救急出動件数が西分署を含めた3署で平均化されることで、出動態勢の強化並びに救急隊員への負担軽減に繋がります。また、本署管内である高速道路への出動は1件当たりの出動時間が、市内へ出動した事案と比較すると長時間を要しますが、西分署が設置され救急隊が増隊されることで応援体制の強化が図られます。

このようなことから、西分署の管轄区域は、今後更に開発が進む海老名駅西口地域や駅間地区をカバーしつつ、現場到着に時間を要していた市域の北西部を管轄区域とすることで、現場到着時間の大幅な短縮が見込め、市民サービスの向上に繋がると考えております。



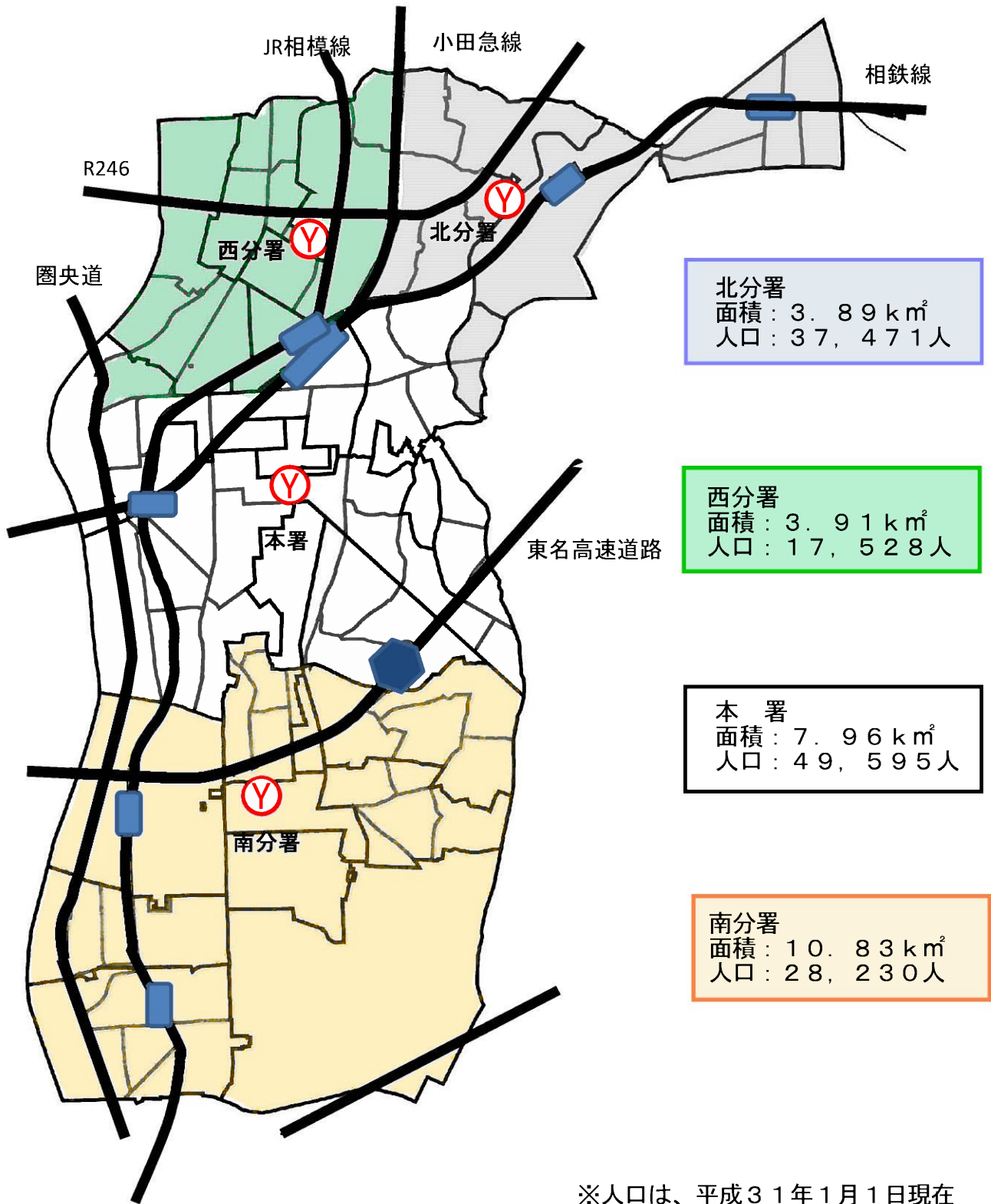
■ 消防本部・消防署
● 分署
※円は、消防ポンプ自動車の緊急走行に当てられる時間（走行限界時間）を想定したもの

市内管轄区域（現在）



※人口は、平成31年1月1日現在

市内管轄区域（西分署設置後）



報 告 事 項

ア 消防総務課

(仮称) 海老名市消防署西分署の整備計画の進捗状況について

イ 予防課

消防法施行令及び消防法施行規則等の一部改正について

ウ 警防課

「応急手当の普及啓発」と「AED（自動体外式除細動器）の有効活用」のための取り組みについて

エ 管理課

消防署の3交替制勤務について

オ 警備課

平成30年の災害概要について

(仮称) 消防署西分署の整備計画の進捗状況について

(仮称) 消防署西分署は、海老名駅西口地区・駅間開発による商業施設の増加や全国的にも見られる高齢化の進展等により救急需要が高まっていること。また、市域の中で現場到着に時間を要することが多い、上郷・下今泉地区への現場到着時間の短縮を図るため整備計画を進めております。

【整備計画の概要】

1 場 所 海老名市上今泉2044番地1号外 市立今泉小学校東側

2 敷地面積 2306.85㎡

3 建物構造規模

(1) 建築面積 814.65㎡

(2) 延床面積 1087.69㎡

4 構 造 鉄筋コンクリート造2階建

5 配置車両

(1) 消防ポンプ車 1台 (本署から移動配備)

(2) 高規格救急車 1台 (新規)

(3) はしご車 (必要に応じ、配備予定)



【スケジュール】

平成30年度 用地取得、基本設計・実施設計

平成31・32年度 建設工事

平成33年1月 開署予定

【図面】

別添のとおり

消防法施行令及び消防法施行規則等の一部改正について

(小規模な飲食店等の消火器具設置の義務化)

1 改正理由

消防法施行令と施行規則の一部を改正する政令が平成30年3月28日に公布されました。

平成28年12月22日に発生した糸魚川市大規模火災の事例を踏まえ、火災予防のあり方を検討した結果、消火器具を設置しなければならない施設の範囲が拡大されるとともに、消火器具の設置及び維持に関して、小規模な飲食店等に対しても、消火器具の設置、点検及び報告を行うものとなりました。

2 改正内容

(1) 消火器具の設置基準の見直し(改正施行令)

消火器具を設置しなければならない防火対象物として、延べ床面積が150㎡未満のもののうち火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く)を設けたものが追加されました。

(2) 防火上有効な措置(改正施行規則)

防火上有効な措置とは、「調理油過熱防止装置、自動消火装置又はその他危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けること」とされました。

3 消火器の点検及び報告の義務化

今回の改正により、新たに消火器具の設置義務の対象となる防火対象物が多数存在することが見込まれます。消火器が設置された後も、適切に維持管理されるよう、消防法第17条の3の3(設備等の点検及び報告)による点検及び報告の義務が発生します。消火器の点検方法や点検結果報告書の記入要領を示したパンフレットと支援するための消防庁版スマートフォンアプリの試用運用が開始されています。

4 施行日 平成31年10月1日から施行

5 消火器点検方法

- (1) 本体表示の確認(製造年から5年若しくは3年を超えていないか)
- (2) 本体の確認(容器、安全栓、キャップ、ノズル、ホース、指示圧力計等)
- (3) 設置位置の確認(壁掛け、設置台、適応性、標識設置等)

6 点検報告要領

- (1) 報告書の入手方法⇒総務省消防庁のホームページからダウンロード可能

- (2) 点検時期と報告期間

- ・機器点検: 6ヶ月ごと
- ・報告期間: 1年に1回(特定用途)



調理油過熱防止装置



立ち消え安全装置

「応急手当の普及啓発」と「AED（自動体外式除細動器）の有効活用」のための 取り組みについて

1 「応急手当の普及啓発」の取り組みについて

昨年度、新たな取り組みとして「応急手当普及員講習会」を実施し、7名の応急手当普及員を養成しました。

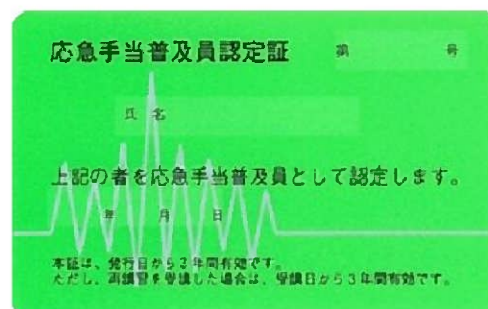
応急手当普及員の方には消防本部が行う救命講習会の補助を担っていただいたほか、神奈川県と合同で開催した「ビッグレスキューかながわ」では、応急手当のブースを開設し、来場者への救急指導を実施していただきました。

また今年度は、大規模事業所を対象に、8事業所から16名の応急手当普及員を養成しました。

今後も継続して応急手当普及員の養成を行うとともに、消防本部も積極的に関わり合い、計画的な救命講習会の実施を促しながら応急手当の普及啓発を図っていきます。



【「ビッグレスキューかながわ」での活動状況】



【応急手当普及員認定証】

2 「AED（自動体外式除細動器）の有効活用」のための取り組みについて

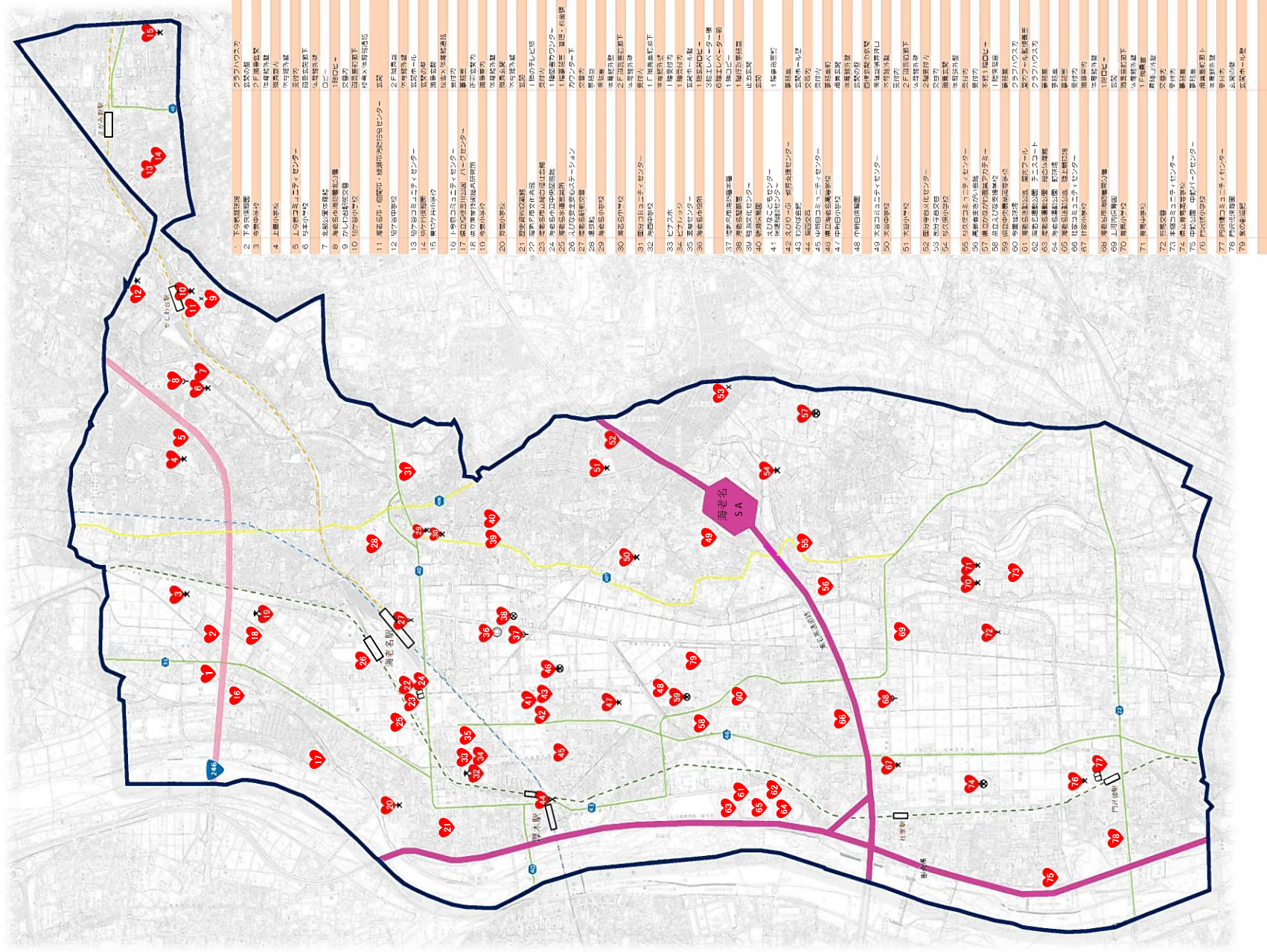
AED（自動体外式除細動器）の市内各所への設置については、平成17年度より設置を開始し、公共施設、小中学校の体育館や校舎周辺の屋外、市内を巡回する公用車などへの積載を進め、現在65公共施設に87台を設置しております。

また、昨年度の課題であった「AED設置場所の周知」については、市内の事業所等への調査をもとに、「緊急時に市民に貸出が可能」で「市ホームページに公開可能」な事業所等の「事業所名」、「所在地」、「貸出可能時間」、「設置場所」の情報を市ホームページで公開するとともに、当該情報を反映した市内8施設に掲示している「AEDマップ」の更新を行いました。

「AEDの情報」を入手しやすい環境を整え、市民が事前に知っておくことで、緊急時の更なる有効利用が期待されます。

今後もより多くの情報を公開できるよう、事業所等に積極的に呼びかけを行い、行政・市民・企業等が協力しながら「大切な命」を守ることができる「安全・安心に暮らせるまちづくり」を目指し、継続的な取り組みを行っていきます。

公共施設 AEDマップ



インターネット版の「AEDマップ」を見ると、より詳しい情報がわかるにゃ！

インターネット版
「海老名市AEDマップ」



海老名 AEDマップ

消防署の3交替制勤務について

国が示す『働き方改革』を鑑み、働きやすい職場環境を整備し、効率的な勤務体制と更なる消防力の強化を図るため、消防署の勤務体制を現在の2交替制から3交替制へ移行し、平成31年4月1日から運用を開始します。

1 当直勤務時間割り

8:30	12:00	13:00	17:15	18:00	19:00	22:00	6:30	8:30
勤務 3-30	休 憩	勤務 4-15	勤務 0-45	休 憩	勤務 3-00	仮眠 (内 2-00 勤務)	勤務 2-00	

2 現行の勤務体制

2 交替制勤務サイクル (当：当直、→：非番、週：週休)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24				
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1 課	週	当	→	当	→	週	週	当	→	当	→	当	→	週	週	当	→	当	→	週	週	当	→	当	→	週	週	当
	34.5 時間								46.5 時間								31 時間				43 時間							
2 課	当	→	週	週	当	→	当	→	週	週	当	→	当	→	当	→	週	週	当	→	当	→	週	週	当	→	当	→
	43 時間								34.5 時間								43 時間				34.5 時間							

※ 2交替制勤務における1週間勤務時間平均値 38時間 45分

3 移行後の勤務体制

3 交替制勤務サイクル

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1 課	当	→	週	当	→	日	週	週	当	→	週	当	→	当	→	週	当	→	週	当	→
	38.75 時間								43 時間								34.5 時間				
2 課	週	当	→	週	当	→	当	→	週	当	→	週	当	→	当	→	週	当	→	日	週
	43 時間								34.5 時間								38.75 時間				
3 課	→	週	当	→	週	当	→	当	→	週	当	→	日	週	週	当	→	週	当	→	当
	34.5 時間								38.75 時間								43 時間				

※ 3交替制勤務における1週間勤務時間平均値 38時間 45分

4 3交替制勤務のメリット

- (1) 消防部隊の固定化により、計画的な訓練を実施し、消防力の強化が図れる。
- (2) 3週間に1回の日勤日を有効活用し、訓練や研修を行い、職員のスキルアップが図れる。

消防署二交替制勤務表(救助係を例として)

4月

平成30年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
救助係 7人	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
1当直:5人体制																															
A	●		週		●		●		週		●		●		●		週		●		●		週		●		●		●		週
B	週		●		●		週		●		●		●		週		●		●		週		●		●		週		●		●
C	●		●		週		●		●		●		週		●		●		週		●		●		週		●		●		●
D	●		週		●		●		●		週		●		●		週		●		●		週		●		●		●		●
E	●		●		週		●		●		週		●		●		週		●		●		週		●		●		●		●
F	週		●		●		週		●		●		週		●		●		週		●		●		週		●		●		●
G	●		週		●		●		週		●		●		週		●		●		週		●		●		●		●		週
助勤			★																				★								

【凡例】●:当直勤務 週:週休 空白:明け番

消防署三交替制勤務表(救助係を例として)

4月

【7当直6週休1日勤】

平成30年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
救助係 5人	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
A	●		週		●		●		週		●		●		●		週		●		●		週		●		●		●		●
B	●		週		●		●		週		●		●		●		週		●		●		週		●		●		●		●
C	●		週		●		●		週		●		●		●		週		●		●		週		●		●		●		●
D	●		週		●		●		週		●		●		●		週		●		●		週		●		●		●		●
E	●		週		●		●		週		●		●		●		週		●		●		週		●		●		●		●

【凡例】当:当直勤務 一:明け番 週:週休 ◎:日勤

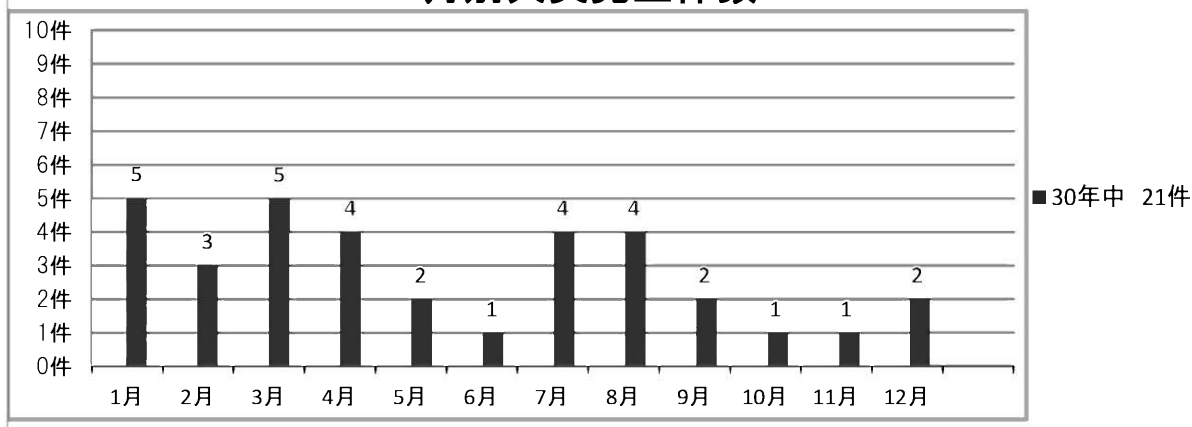
平成30年中における災害概要

【火災】

平成31年1月1日

項 目	平成30年中	平成29年中	前年増減
火災件数	21件 (100%)	34件	▲ 13 件
建物火災	10件 (48%)	16件 (47%)	▲ 6 件
車両火災	4件 (19%)	6件 (18%)	▲ 2 件
その他の火災	6件 (28%)	12件 (35%)	▲ 6 件
林野火災	1件 (5%)	0件	1 件
建物焼損面積	249.5 m ²	41.0 m ²	208.5 m ²
建物焼損棟数	13 棟	17 棟	▲ 4 棟
損害額見積額	52,477 千円	5,685 千円	46,792 千円
り災世帯数	5 世帯	13 世帯	▲ 8 世帯
死者	0 人	0 人	0 人
負傷者	1 人	5 人	▲ 4 人

月別火災発生件数



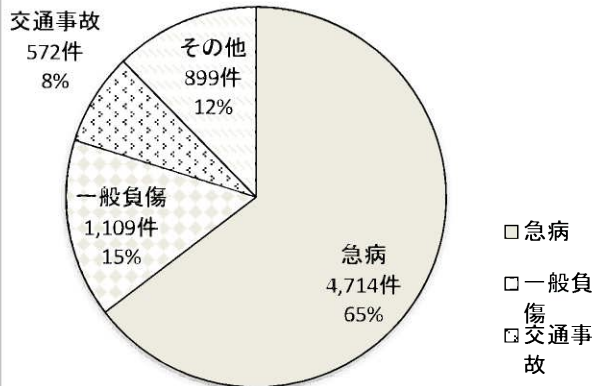
【救助】

項 目	平成30年中	平成29年中	前年増減
救助出動件数	110 件	64 件	46 件
救助活動件数	57 件	40 件	17 件
被救助者	32 人	33 人	▲ 1 人
火災(建物火災以外含む)出動件数	14 件(13%)	23 件(36%)	▲ 9 件
活動件数	14 件	14 件	0 件
被救助者	1 人	6 人	▲ 5 人
交通事故出動件数	23 件(21%)	16 件(25%)	7 件
活動件数	6 件	12 件	▲ 6 件
被救助者	7 人	13 人	▲ 6 人
水難事故出動件数	8 件(7%)	2 件(3%)	6 件
活動件数	6 件	1 件	5 件
被救助者	4 人	0 人	4 人
建物等による事故出動件数	23 件(21%)	12 件(19%)	11 件
活動件数	16 件	8 件	8 件
被救助者	5 人	9 人	▲ 4 人
その他(上記以外)出動件数	42 件(38%)	11 件(17%)	31 件
活動件数	15 件	5 件	10 件
被救助者	15 人	5 人	10 人

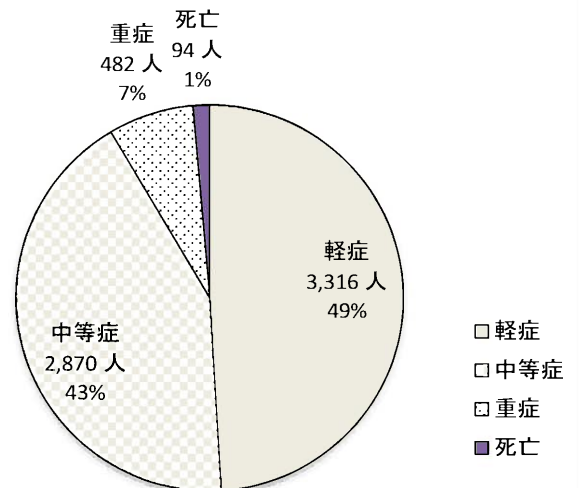
【救急】

項目	平成30年中	平成29年中	前年増減
救急出動件数	7,294 件	6,826 件	468 件
搬送人員	6,762 人	6,400 人	362 人
軽症	3,316 人(49%)	2,916 人(46%)	400 人
中等症	2,870 人(43%)	3,009 人(47%)	▲ 139 人
重症	482 人(7%)	401 人(6%)	81 人
死亡	94 人(1%)	74 人(1%)	20 人
内			
急病出動件数	4,714 件(65%)	4,427 件(63%)	287 件
搬送人員	4,419 人	4,167 人	252 人
軽症	2,108 人	1,805 人	303 人
中等症	1,905 人	2,034 人	▲ 129 人
重症	322 人	263 人	59 人
死亡	84 人	65 人	19 人
一般負傷出動件数	1,109 件(15%)	1,000 件(16%)	109 件
搬送人員	1,050 人	960 人	90 人
軽症	635 人	564 人	71 人
中等症	374 人	371 人	3 人
重症	38 人	23 人	15 人
死亡	3 人	2 人	1 人
訳			
交通事故出動件数	572 件(8%)	594 件(9%)	▲ 22 件
搬送人員	577 人	613 人	▲ 36 人
軽症	422 人	394 人	28 人
中等症	145 人	197 人	▲ 52 人
重症	9 人	20 人	▲ 11 人
死亡	1 人	2 人	▲ 1 人
その他(上記以外)出動件数	899 件(12%)	805 件(12%)	94 件
搬送人員	716 人	660 人	56 人
軽症	151 人	153 人	▲ 2 人
中等症	446 人	407 人	39 人
重症	113 人	95 人	18 人
死亡	6 人	5 人	1 人
1日当たりの出動件数	19.9 件	18.7 件	

平成30年中 出動状況



平成30年中 搬送状況



海老名市消防運営審議会条例

昭和 49 年 10 月 4 日
条例第 33 号

(設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、海老名市消防運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて消防行政の運営に関する重要事項を調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人で組織する。

2 委員は、知識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。